

デジタルノマドとは

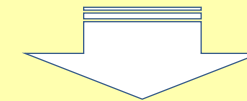
- デジタル技術の進歩や働き方の多様化等を背景として、「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーが増加している(米・旅行情報サイト「A Brother Abroad」の2022年調査によれば、世界3500万人以上、市場規模7870億ドル)
- デジタルノマドは、地域の消費拡大、地域の人材との協働を通じたイノベーション創出等に貢献するものとして注目されており、諸外国ではデジタルノマドの獲得に向け、ビザ・在留資格の整備が進められている



- 特徴：リモートで世界どこでも仕事ができる
- 職業：ITディベロップメント、マーケティング、コンサルティング、企業経営 など

検討にいたる経緯

- 令和4年10月11日の観光立国推進閣僚会議でデジタルノマドビザの発給を検討願いたい旨、発言あり
- 令和4年11月16日の教育未来創造会議WGで新経済連盟(代表理事：楽天・三木谷社長)がデジタルノマドビザの導入を日本も検討すべきと提言
- 令和4年12月22日の経済財政諮問会議で中空委員(BNPパリバ証券)が「リモートワーカーに焦点を当てた高度人材の呼び込みが重要」である旨、発言



デジタルノマドを呼び込み、
観光等による消費拡大・イノベーション創出
を目指す

政府決定の記載

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)

V 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

2 スタートアップ育成5か年計画の推進(4) スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

⑭ 海外起業家・投資家の誘致拡大

国際的なリモートワーカー(いわゆる「デジタルノマド」)の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度中に制度化を行う。

ニーズとメリット

- 制度の検討過程において、デジタルノマドを対象に実施したアンケート調査では、90日を超える期間我が国に滞在したいとする回答が見られた（「短期滞在」では原則最長90日の滞在）
- デジタルノマドには個人事業主も該当し得るところ、そうした外国の個人事業主が事業を運営する活動は就労活動に該当する（「短期滞在」では就労活動はできない）等

⇒ これらのニーズに応えられる、在留期間を「6月」許可・外国の個人事業主も活用可能な新制度を創設する

デジタルノマド向け在留資格

在留資格

在留資格「特定活動」（6月）を付与

- ※ 更新不可
- ※ 在留カードの交付対象外（住民票の作成対象外）。連絡先等を別途把握

活動内容

- ・外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動
- ・外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動

- ※ 活動内容について、本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く
- ※ デジタルノマド本人の資格外活動は原則認めない

配偶者・子について

デジタルノマド本人の扶養を受ける配偶者と子の帯同可能

- ※ 帯同する配偶者・子について、要件②（査証免除対象である国・地域の国籍等に限る）・④を満たしていることが必要
- ※ 帯同する配偶者・子の資格外活動は原則認めない

要件

- ①本邦に上陸する年の1月1日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12月の期間の全てにおいて、本活動を指定されて滞在する滞在期間が6か月を超えないこと
- ②査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であること
- ③申請の時点で、年収が1,000万円以上であること
- ④民間医療保険に加入していること

税関・入管における「共同キオスク」の概要

- 税関・入管手続に必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
- ①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。

